

97 社会教育会館の使用区分別の建物面積等

98 建物の単独・複合別、建物面積別の社会教育会館数

区分	計	市(区)	町	村	組合		
社会教育会館数	82(3)	49(2)	20(1)	11	2		
所 有 館 数	講堂	27(1)	14(1)	7	5	1	
	(うち体育館兼用)	12(1)	4(1)	4	3	1	
	会議室	67(2)	39(1)	19(1)	8	1	
	談話室	42(1)	25(1)	10	6	1	
	図書室	31(1)	15(1)	8	7	1	
	児童室	14(1)	11(1)	1	2	-	
	展示室	18(2)	8(1)	7(1)	3	-	
	講義室	51(2)	36(2)	10	3	2	
	実験実習室	調理実習室	48(1)	27(1)	14	6	1
		商業実習室	1	-	-	1	-
		美術室	6	4	2	-	-
		工作室	6	4	2	-	-
	視聴覚室	19(1)	14(1)	3	1	1	
	体育・レクリエーション室	16(1)	13	2(1)	1	-	
その他	78(3)	49(2)	20(1)	7	2		
計	89,813(4,071)	56,044(2,084)	20,143(1,987)	10,464	3,162		
面 積 (㎡)	講堂	7,289 (459)	2,989 (459)	2,232	1,386	682	
	会議室	12,006 (741)	6,126 (45)	3,923 (696)	1,928	29	
	談話室	2,974 (30)	1,642 (30)	332	887	113	
	図書室	1,712 (113)	863 (113)	497	317	35	
	児童室	540 (72)	408 (72)	50	82	-	
	展示室	3,027 (340)	1,119 (93)	1,469 (247)	439	-	
	講義室	7,750 (355)	5,075 (355)	1,861	260	554	
	実験実習室	調理実習室	3,244 (72)	1,828 (72)	960	368	88
		商業実習室	70	-	-	70	-
		美術室	376	303	73	-	-
工作室		377	244	133	-	-	
視聴覚室	1,421 (96)	999 (96)	164	100	158		
体育・レクリエーション室	5,911 (568)	4,343	728 (568)	840	-		
その他	45,116(1,225)	30,105 (749)	7,721 (476)	3,787	1,503		

(注) ()内は分館数及び分館にかかる面積であり、再掲である。

区分	計	市(区)	町	村	組合	
単複 独合 ・別	計	82(3)	49(2)	20(1)	11	2
単 複	単	36(1)	11(1)	16	9	-
	複	46(2)	38(1)	4(1)	2	2
建 物 面 積 別	計	82(3)	49(2)	20(1)	11	2
	150㎡未満	5	3	1	1	-
	150㎡以上 250㎡未満	4	2	-	2	-
	250 " 500 "	18	9	8	1	-
	500 " 750 "	20(1)	17(1)	1	2	-
	750 " 1,000 "	2	2	-	-	-
	1,000 " 1,250 "	13	7	5	1	-
1,250 " 1,500 "	3	-	1	1	1	
1,500㎡以上	17(2)	9(1)	4(1)	3	1	

(注) ()内は分館数であり、再掲である。

99 年間開館日数別、日曜日開館の有無別の社会教育会館数

(52年度間)

区分	計	市(区)	町	村	組合	
年 間 開 館 日 数 別	計	81(3)	49(2)	19(1)	11	2
	149日以下	1	1	-	-	-
	150~199日	1	-	1	-	-
	200~249日	1	1	-	-	-
	250~299日	30(1)	19(1)	6	4	1
	300~349日	31(1)	18(1)	8	5	-
	350日以上	17(1)	10	4(1)	2	1
日 開 有 無 の 別	計	81(3)	49(2)	19(1)	11	2
	有	68(3)	45(2)	14(1)	7	2
	無	13	4	5	4	-

(注) 1. 52年度間未開館の社会教育会館(1館)を除く。
2. ()内は分館数であり、再掲である。

100 開館・閉館時刻別の社会教育会館数

(52年度間)

開館時間 閉館時間	計	8時前	8時~ 9時前	9時~ 10時前	10時~ 11時前	11時以降	特に定めて いない
計	81	-	28	51	1	-	1
17時前	-	-	-	-	-	-	-
17時~18時前	16	-	11	5	-	-	-
18時~19時前	-	-	-	-	-	-	-
19時~20時前	-	-	-	-	-	-	-
20時~21時前	2	-	-	2	-	-	-
21時~22時前	37	-	3	34	-	-	-
22時~23時前	25	-	14	10	1	-	-
23時以降	-	-	-	-	-	-	-
特に定めていない	1	-	-	-	-	-	1

(注) 52年度間未開館の社会教育会館(1館)を除く。